●１か月を超える期間相当額として一括支給される通勤手当に係る平均給与額の計算の特例について

（平成16年３月1日地基企第16号
各支部長あて理事長）
廃止　平成16年４月30日地基企第51号

標記について、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第３条第５項の規定に基づき、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏のないよう願います。

記

第１　１か月を超える期間相当額として一括支給される通勤手当に係る平均給与額の計算の特例

条例（当該条例により委任された規則その他の規程を含む。以下同じ。）の規定に基づき、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として条例で定める期間をいい、条例の規定による返納額がある職員にあっては、その返納額を減じた後の額の支給の対象となる期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等相当額として支給された通勤手当については、支給された当該手当の額（条例の規定による返納額がある職員にあっては、その返納額を減じた後の額）を支給単位期間の月数で除して得た額が当該支給単位期間の各月に支払われたものとして取り扱うものとする。

この場合において、当該除して得た額に１円未満の端数があるときは、その端数については、当該支給単位期間の最終月にまとめて支払われたものとみなす。

第２　適用期日

第１の平均給与額の計算の特例は、平成16年３月１日以降に支給の決定がなされたものについて適用する。